

## 建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 市が発注する建設工事における現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 現場代理人の工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合で、次の各号に掲げるいずれかの期間に該当するときは、現場代理人の工事現場における常駐を要しないものとしてすることができる。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 工事完成(しゅん工図書および完成届提出)後、検査が終了するまでの期間

(兼務を認める対象工事)

第3条 次の各号に掲げる全ての要件を満たす場合は、2件の工事で現場代理人を兼務できるものとする。(災害復旧工事は、工事件数に含めない。)

- (1) 兼務するそれぞれの工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事にあつては、8,000万円)未満であること。
- (2) 低入札価格調査を経て契約締結した、または締結しようとする工事でないこと。
- (3) 兼務する工事が、いずれも坂出市が発注した工事であり、兼務する工事現場が、いずれも坂出市内であること。
- (4) 兼務する現場代理人が、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項に規定する専任を要する主任技術者又は監理技術者でないこと。

2 次の各号のいずれかの場合で、当該業者から現場代理人の兼務をさせたい旨の申請があった場合には、複数の工事を一つの工事とみなす。

- (1) 同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる工事
- (2) 附帯随契で契約する工事

3 第1項の規定にかかわらず、「大規模・高難度」、「特殊」、「騒音・振動・交通管理の面で周囲への影響(問題発生)が懸念される」工事の場合や、兼務する工事現場において安全管理の不徹底や工程の遅れ等工事に支障があつた、または支障が生じるおそれがあると発注者が判断する場合は兼務を認めない。

(兼務手続)

第4条 受注者は、現場代理人に他の工事の現場代理人を兼務させようとするときは、「現場代理人兼務届」を発注者に2部提出しなければならない。

2 発注者が双方の工事において兼務を認めた場合は、兼務届に確認印を押印して、1部を

返す。

- 3 受注者は、現場代理人の兼務を解除したときは、「現場代理人兼務解除届」を提出しなければならない。ただし、現場代理人の兼務の解除がしゅん工又は契約解除による場合は、提出は不要とする。

(注意事項)

第5条 現場代理人の兼務を認められた受注者は、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、不備が認められるときは、現場代理人の兼務の承認を取り消す場合がある。

- (1) 2件の工事を兼務する現場代理人は、それぞれの工事現場の安全管理を徹底し、常に発注者と連絡が取れる体制を確保すること。
- (2) 現場代理人は、兼務を承認したいずれかの工事現場に常駐していること。
- (3) 変更契約等により請負金額が4,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）以上となった場合は、兼務要件を満たさなくなるため、兼務の承認を取り消す。
- (4) 兼務する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、又は兼務の要件を満たしていないと発注者が判断し、新たに常駐の現場代理人を配置することを指示した場合は、これに従うこと。
- (5) 現場代理人の兼務に伴う経費調整は行わないものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。